

平成26年度 第1回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成26年7月14日(月) 10:00～11:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
根本 賀章 会長 出席	浅賀 和彦 委員 出席
田原 緑 副会長 出席	山室 すみ江 委員 出席
秋本 久次 委員 欠席	岡庭 武利 委員 出席
荒井 英理子 委員 出席	
事務局	渡辺参事 鈴木課長補佐兼係長 石山主任 坂本主事 谷口主事 企画調整課 上野係長
案件提出課	人権・男女共同参画課 土井主幹 クリーンライフ課 渡邊主事 生涯学習課 染谷副参事 土屋係長 収納対策課 田中課長補佐 臨時福祉給付金等支給室 茂木主査 荒木主査 放射能対策室 佐々木参事 下水道課 川端係長
<p>1 開会 事務局渡辺参事から開会宣言 10:00開会 会長挨拶</p> <p>2 前回の会議録の署名 根本会長、田原副会長、山室委員が署名</p> <p>3 審議 (1) 諮問事項 ・諮問事項 諮問第1号～諮問第20号について</p> <p>4 事務局連絡事項 (1) 組織機構改善に伴う個人情報取扱業務の所管部署変更について (2) 外部委託先立入調査の報告状況について (3) 第2回三郷市個人情報保護審議会の日程について</p> <p>5 閉会</p>	

3 審議

(1) 諮問事項 諮問第1号から諮問第20号まで事務局から概要説明

質疑

田原副会長： 諮問第7号及び諮問第9号についてお聞きします。諮問第7号では市民税課の個人情報、諮問第9号では市民税課と子ども支援課の個人情報を目的外利用するということですが、これらの目的外利用の開始は諮問案件ではないのでしょうか。

事務局： 目的外利用の開始が諮問案件となるのは、三郷市個人情報保護条例第15条第2項第4号に基づき、本人同意を得ずに目的外利用を行おうとする場合に限りです。諮問第7号及び諮問第9号に記載されている目的外利用は本人同意のもとで行いますので、審議会への諮問案件ではなく、事務局への報告案件であると判断されます。

田原副会長： 諮問第11号についてお聞きします。市民から任意で提出された土地の放射線量率の報告書はどのように利用するのですか。

佐々木参事： 参考に記録させていただいているのみです。

浅賀委員： 諮問第1号及び諮問第3号についてお聞きします。市民意識調査はどのように実施するのでしょうか。

土井主幹： 諮問第1号及び諮問第3号の市民意識調査の実施方法についてご説明します。調査対象者を市民から無作為に抽出します。抽出した方に調査書を郵送し、同封の返信用封筒にて回答していただきます。

浅賀委員： 調査を実施するにあたり、調査対象者の電話番号は必要ないのでしょうか。

土井主幹： 必要ありません。

岡庭委員： 諮問第5号、諮問第6号、諮問第8号及び諮問第10号についてお聞きします。委託先業者が外部委託記録票に記載されている委託の条件を遵守できるかということについて、契約を締結する段階でしっかり確認しているのでしょうか。

事務局： 契約を締結する際に各課で精査しているものと考えています。

荒井委員： 外部委託記録票について、引き渡した個人情報の処分方法を明記する必

要があると思います。

事務局： 引き渡した個人情報の処分方法については、各契約書に明記されているものと認識しています。

荒井委員： 個人情報が委託先業者によって処分されたことを確認するべきではないでしょうか。

事務局： 業者に引き渡していた個人情報は基本的に返却していただいております。引き渡した個人情報の処分も契約に含んでいる場合には、契約書に処分方法を明記しています。また、契約終了後に業者から処分についての通知があります。

根本会長： 外部委託契約について、各部署で契約を締結しているものと思いますが、契約を締結する際の個人情報保護の手引き等はあるのでしょうか。

事務局： 個人情報取扱に関する覚書というものを委託先業者と交わしています。この覚書は契約担当部署から雛形が示されています。委託する業務の特性によっては覚書に加筆することもあります。覚書を最低限の個人情報取扱の基準、手引きとして契約を締結しています。

山室委員： 臨時福祉給付金に関する業務が始まっています。臨時福祉給付金の支給は多くの個人情報を必要とする業務だと思いますので、個人情報の取扱いには細心の注意を払っていただけるようお願いします。

事務局： 個人情報保護の徹底、注意喚起等を積極的に行います。

浅賀委員： 諮問第5号及び諮問第6号についてお聞きします。委託先に引き渡す方法が閲覧のみとなっていますが、記録媒体等を用いての個人情報の引渡しは行わないのでしょうか。

田中課長補佐： この業務は、委託先業者から派遣された、税徴収経験のある人材に滞納整理の補助業務を行っていただくものです。その際、派遣された人材に必要となる個人情報を閲覧していただきますが、記録媒体等を用いての個人情報の引渡しは行いません。

根本会長： 他に質問はございますか。無いようでしたら諮問を承認することで異議なしと認め、承認することといたします。

4 事務局連絡事項

(1) 組織機構改善に伴う個人情報取扱業務の所管部署変更について

(2) 外部委託先立入調査の報告状況について

岡庭委員： 表題、調査予定時期、実施日、受付日等の項目がわかりづらいように思っています。

事務局： 立入調査票提出状況の様式については、わかりやすいものとなるよう改善したいと思います。

岡庭委員： 立入調査を実施してから立入調査票を事務局へ提出するまでの期間はどのくらい設けているのでしょうか。

事務局： 各年度の第1回個人情報保護審議会までに提出することを求めているのみで、実施から提出までの期間は設けていません。この点についても、改善したいと思います。

岡庭委員： 単年度の外部委託については、立入調査は実施しないのでしょうか。

事務局： 個人情報を引き渡すという点において、委託の期間の長短は関係ありません。単年度の委託についても立入調査の実施を検討したいと思います。

根本会長： 委託先の業者には、民間業者や公益財団法人等様々な形態の業者があると思いますが、委託契約を締結する際の基準に形態による差異はあるのでしょうか。

事務局： 差異はありません。

(3) 第2回三郷市個人情報保護審議会の日程について

事務局： 次回の審議会の日程ですが、平成26年10月6日月曜日午前10時からを提案させていただきます。ご都合いかがでしょうか。

根本会長： 皆様よろしいでしょうか。この案を了承し、次回は平成26年10月6日月曜日午前10時からといたします。

事務局： 皆様、お疲れさまでした。これで平成26年度第1回三郷市個人情報保護審議会を終了いたします。ありがとうございました。

5 閉会

事務局： 慎重なご審議ありがとうございました。最後に副会長より閉会のあいさつをお願いいたします。

田原副会長： 皆様お疲れさまでした。これで平成26年度第1回三郷市個人情報保護審議会を閉会いたします。

署名欄	会長	
	署名委員	
	署名委員	